

— 小学生・保護者版 —

こ け ん り じ ょ う や く 子どもの権利条約

し かんが
ちゃんと知って みんなで考えよう！



芦屋市

子どもの権利条約の
全文はこちら



こ け ん り じ ょ う や く 子どもの権利条約 とは

すべてのこどもの^{しあわ ねが}幸せを願って、
世界の国と国とが^{せ かい く に く に やく せ く き}約束ごとを決めました。
それが「子どもの権利条約」です。



18歳未満を「児童(こども)」として、「こどもの基本的人権を尊重する」とともに「こどもが大人になるまでには、たくさんの大人の助けが必要」という^{ひつよう かんが かた}考え方でつくられています。

共通する基本的な^{きようつう きほんてき かんが かた}考え方は、「4つの原則」と呼ばれています。

それは、①第2条「差別的禁止」、②第3条「こどもにもっと良いことを」、③第6条「生きる権利、育つ権利」、④第12条「意見を表す権利」です。これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

条約は全部で54条ありますので、ここではみなさんに特に知ってほしいものを選んで、説明しています。

それぞれどんなことが決められているかをいっしょに学び、
みんなが^{たの あんしん く}楽しく安心して暮らせるためにはどうしたらよいのかを
考えてみましょう！

こども基本法(令和5年4月～)

こどもが自分らしく健やかに成長でき、幸せに暮らせる社会を目指して、こどもに関する様々な取組を進めていく上で基本になること(こども大綱の策定やこどもの意見の反映など)を定めた法律です。

詳しくは、こども家庭庁のホームページから見るすることができます。

🔍 こども基本法ってなに？ やさしい版

検索



こどもたちは、すべての人から大切にされ、
愛され、すくすくと育つことができます。

第2条 差別の禁止

国の違いや、性の違い、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条 こどもにもっと良いことを

大人はこどもにとって、最も良いことを
考えなければいけません。



第5条 親(保護者)の意見は大切にされます

大人はこどもの成長に合わせ、適切に導きます。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべてのこどもは、生き生きと
成長することができます。

大人はひとりひとりの
こどもの個性を大切にし、
心やからだの発達に
合わせて、関わっていく
ことが大切です。



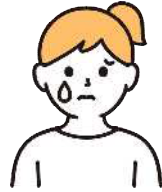
最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

じ ぶ ん ち が ひと
自分と違ういろいろな人がいます。

ひと たい せ つ
そのすべての人が大切にされなければいけません。

だい じょう ぼうりよく まも
第19条 あらゆる暴力から守られること

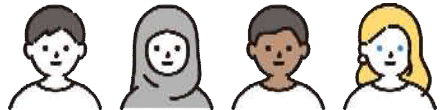
ぼうりよく
こどもが暴力をふるわれたり、ひどいめに
あわされたりしないように
お と な きょうりよく たす
大人は協力してこどもを助け、
まも
守らなければいけません。



こどもたちが虐待や危険
な目にあっていないか、
自分のこどもだけでなく、
周りのこどもに対しても、
多くの大人が目を配り、
守ってあげたいですね。

だい じょう じ ぶ ん ち が ひと
第30条 自分と違ういろいろな人

せ かい くに ぶ ん か ち が う ひと
世界には、国や文化が違う人など、
ひと す
いろいろな人が住んでいます。
じ ぶ ん ち が ひと
自分のまわりにいる違う考えの人や、
は な こ と ば く ち が
話す言葉や暮らしかたの違いも
たい せ つ
大切にされなければいけません。



まな じ ぶ ん かんが じ ゆ う い
学んだり、自分の考えなどを自由に言えます。

やす あそ たいせつ
休んだり、遊んだりすることも大切です。

だい じょう しょう
第23条 障がいのあるこども

しょう ひと ひと
障がいのある人も、その人が
その人らしく暮らせるように、
みんなで協力して、守って
いかなくてはいけません。



すべてのこどもが差別なく、
ともに守られ、成長していけ
る社会をつくりたいですね。
他の人と比較するのでは
なく、こどもの個性を認め、
大切に育んでいきましょう。

だい じょう べんきょう
第28条 こどもはだれでも、勉強することができます

すべてのこどもは学びたいことを
まな
学ぶことができます。

そしてみんなにそのチャンスがあります。

一番やりたいことは何か？
こどもと話したことは
ありますか？
こどものためと思い、
大人の意見を押し付けて
いませんか？
ちゃんと話し合う時間を作り、
互いの理解を深めましょう。

だい じょう あそ やす
第31条 遊んだり、休んだりできること

とも あそ やす
友だちと遊んだり、ゆっくり休んだり、
すてきな音楽を聞いたりする自由な
じかん
時間をもつことができます。



さいしゅう そうだんさき の らん
最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

とも おとな
友だちだけでなく、大人にも、
じぶん かんが い
自分の考えを しっかり言えたり、
じぶん あらわ
自分のしたいことを表したりできます。

だい じょう いけん あらわ けんり
第12条 意見を表す権利

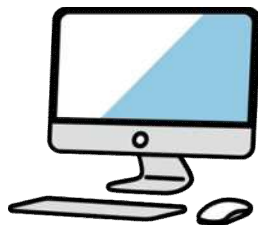
じぶん いけん じゅう い あらわ
自分の意見を自由に言ったり表したりすることができます。
ひと はなし き
ですが、ほかの人の話 もきちんと聞きましょう。



こどもの意見や行動を、
ただ否定するのではなく、
こどもの発達に応じて、
きちんと話を聞き、尊重
することを心がけましょう。

だい じょう まも
第16条 ひみつにしたいことは守られます

じぶん かぞく す
自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、
でんわ てがみ ひと し
電話や手紙など、人に知られたくないときは、
まも
それを守ることができます。



保護者の皆さんへ



世界の中のそれぞれの国では、戦争や飢え、災害などにより、多くのこどもたちが犠牲になっています。また、戦争もなく、経済的に豊かだと思われる国でも、いじめなどのそれぞれの事情で、悩み・苦しんでいるこどももいます。

こどもが大人に成長するまでには、それぞれの発達段階に合わせた適切な支援が必要です。

この条約では、こどもの人としての尊厳と基本的人権を尊重し、こどもがどのように守られ、大切にされなければならないかということを明らかにされています。その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があります。そのためには、それぞれが自分のもつ権利を知るとともに、権利を主張するためには、果たすべき責任があるということやルールを守ることも同じく学ぶことが大切になります。

すべての人が、安心して楽しく暮らせる社会にするためには、国も、大人もこどもも、みんなが意識して、協力し、努力する必要があります。それぞれが自分の立場で何をするべきか、何ができるかなど、親子で是非話し合ってみてください。



しょうがくせい

小学生のみなさんへ



こ けんりじょうやく まな がっこう じぶん とも
「子どもの権利条約」を学び、学校でも、自分や友だちやみんなが、
たの 楽しくすごせるようにするためには、どうすればよいか、みんなで
かんが 一緒に考えてみましょう！！

さいしゅう

そうだんさき の

らん

最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

そうだんさきいちらん
相談先一覧

相談先	日 時	連絡先
ひょうごっ子悩み相談	SNS 相談 :17 時～21 時 (LINE/Web) 電話相談 :365 日 24 時間	0120-0-78310
	いじめ、不登校、友人関係など、こどもの SOS 全般について児童生徒や保護者の相談について	
児童相談所虐待対応ダイヤル	365日・24時間対応	189
	児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください	
こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	31-0643 相談直通ダイヤル 38-8993(はぐくみ)
	こどもと家庭にかかわる様々な相談を受け、適切な援助を行ないます。	
こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当 (妊産婦等))	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	31-0611
	妊娠・出産・産後ケアについてご相談ください。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートします。	
こども家庭・保健センター (母子保健担当)	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	31-1586
	乳幼児期の育児や食事等、健康について	
カウンセリングセンター (打出教育文化センター)	電話相談:月、水、金 11 時～16 時 面談相談:月、水、金 12 時～16 時(要予約) (祝日と年末年始を除く)	23-5998
	不登校、心理相談等、教育相談全般について	
若者相談センター「アサガオ」 (青少年愛護センター)	火～土 10 時～12 時、13 時～16 時 (祝日と年末年始を除く)	22-5115
	ひきこもり、ニート、不登校等で悩んでいる概ね義務教育終了後から39歳までの若者とその家族からの相談について	
学校支援課	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	38-2143
	いじめ、不登校、友人関係や進路で悩んでいる幼児、児童生徒や保護者などの相談について	

発 行：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課

TEL：0797-38-2045

令和7年度改訂